

熱中症対策に資する現場管理費補正工事 対象期間の考え方模式図

- 対象工期は「工事着手」から「工事完成日」までの期間。
- 現場施工中に受注者の責によらない一時中止期間等ある場合には対象期間から控除する。
- 年末年始休暇6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間を対象期間から控除する。

(注) 「基準日」及び「工事完成日」は受発注者協議により定める。
 「基準日」は**工事着手日**を基本とする。

